

令和 7 年

第 1 回市議会定例会 議案第 6 8 号

職員の勤務時間に関する条例の一部改正について

職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

函館市長 大 泉 潤

職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間に関する条例（平成 3 年函館市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第 4 項中「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「ならびに第 2 項」に改める。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第 7 条の 2 任命権者は、職員が配偶者等（職員の休日および休暇に関する条例第 7 条の 2 第 1 項に規定する配偶者等をいう。）が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求または申出（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 4 0 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第7条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日（時間外勤務の制限を請求する一の期間の初日をいう。）とする改正後の第6条第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、施行日前においても行うことができる。

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い育児を行う職員の時間外勤務の制限の対象となる子の年齢を小学校就学の始期に達するまでに引き上げ、ならびに職員への仕事と介護の両立支援制度等に係る周知および意向確認の措置等に関する規定を整備するため